

一関市電子入札実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めるもののほか、一関市が発注する市営建設工事及び建設関連業務に係る制限付一般競争入札及び指名競争入札を電子入札により行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号。以下「規則」という。）第2条第21号に規定する入札をいう。
- (2) 電子入札システム 規則第131条第2項に規定するシステムをいう。
- (3) 入札情報公開システム 発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (4) ヘルプデスク 入札参加者からの、電子入札システムの利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応するために電子入札システム提供事業者が設置する電話相談窓口をいう。
- (5) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (7) 工事費内訳書 入札に当たり、入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにした積算資料から、主要項目を抜粋したものをいう。

(対象)

第3 電子入札の対象は、市営建設工事及び建設関連業務の制限付一般競争入札及び指名競争入札とする。

(システムの運用時間)

第4 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、一関市の休日に関する条例（平成17年一関市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、次の時間帯とする。

	電子入札システム	入札情報公開システム
発注者	午前8時30分から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで

入札参加者	午前8時30分から午後8時まで	午前6時から午後11時まで
-------	-----------------	---------------

2 ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

(利用者登録)

第5 電子入札により入札しようとする者は、あらかじめ電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、その都度当該変更内容の登録を行わなければならない。

(電子ファイルの取扱い)

第6 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかとする。

使用アプリケーションソフト	保存するファイル形式
M i c r o s o f t W o r d	W o r d 2 0 0 0形式以上のバージョンで保存したファイル
P D F	P D Fファイル(A c r o b a t 5以上のバージョンで作成したもの)

2 電子ファイルの圧縮を認める場合は、Z I P形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。また、提出する圧縮ファイルには、パスワードの設定をしないこととする。

3 入札参加者は、自身が管理する電子入札に用いるコンピュータにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルスチェックを行うものとする。

4 発注者は、入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、直ちに提出のあった電子ファイルの閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(案件登録)

第7 契約担当者(規則第2条第14号に定める者をいう。)は、電子入札を行う案件について、電子入札システムにより案件登録を行うものとする。

(質問及び回答)

第8 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、入札公告(規則第126条第2項第5号の公示をいう。以下同じ。)で指定する期間内に、入札公告で指定する方法より総務部総務課に申し出ることができる。

2 前項の質問及び質問に対する回答は、入札公告に指定する期間、市ホームページに掲

載するものとする。

(入札参加の申込み)

第9 電子入札を行う入札案件に係る入札参加申請は、原則として電子入札システムにより受け付けるものとし、申請に必要な添付資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、第6第1項の規定によるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において3MBを超える場合には、添付資料を持参又は郵送により提出することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により、添付資料を別途持参又は郵送する場合の提出期限は、電子入札システムによる申請書受付期限と同一とする。

(入札書)

第10 契約担当者は、電子入札による場合には、入札参加者に、電子入札システムに入力することより入札書を提出させるものとする。

2 入札書は、電子くじのくじ番号が付され、第2第7号の工事費内訳書の提出を求めた場合には、これが添付されたものを有効な入札書として取扱うものとする。

3 前2項の規定により提出された入札書は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時点で、市に到達したものとみなす。

4 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等の提出について準用する。

5 入札参加者は、適正な入札書の提出がなされるよう次の事項に留意するものとする。

(1) 入札書の入力は正確に行い、電子入札システムの入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

(2) 入札書提出期限までに入札書の提出が完了するよう時間に余裕をもって処理を行うこと。

(3) 入札書が正常に送信されたことを、電子入札システムからメール送信される入札書受信確認通知により確認すること。

(工事費内訳書)

第11 市営建設工事にあつては、契約担当者は、入札参加者に対し、入札書とともに工事費内訳書を電子入札システムにより提出させるものとする。

2 工事費内訳書は、第1回の入札においてMicrosoft Wordファイル又はPDFファイルにより提出するものとする。

(入札書提出後の辞退)

第12 電子入札システムにより提出された入札書及び工事費内訳書は、いかなる時点においても書換え、又は撤回を認めないものとする。

(開札)

第13 開札は、入札公告で示す日時に、電子入札システムを使用して行う。ただし、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、当該入札書記載の内容を電子入札システムに登録した後、開札手続を行うものとする。

2 契約担当者は、開札前に工事費内訳書の確認を行うものとする。

3 契約担当者は、止むを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。

4 開札予定時間から落札者又は落札予定者の決定通知の発行までの手続きが著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に対し電子入札システム等により開札の状況の情報提供を行うものとする。

(入札執行回数)

第14 入札執行回数は、再度入札を含めて3回を限度とする。

(落札者等の決定)

第15 契約担当者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知するものとする。

(くじによる落札者等の決定)

第16 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじ（入札参加者が電子入札システムに入力した任意の数値を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するくじをいう。）により落札者及び落札候補者を決定する。

2 前項の場合において、入札参加者によるくじ番号の入力がない場合は、当該入札参加者のくじ番号の全桁に「0」を用いて、電子くじを行う。

3 第1項の電子くじの手続が困難な場合には、別に契約担当者が指定する場所及び日時においてくじ引により決定することとし、別途くじを実施する旨及び対象入札参加者名、入札金額等並びにくじの実施日について当該入札参加者全員に通知を行う。

(落札決定の保留)

第17 制限付一般競争入札において、落札予定者の入札参加資格を確認するため、落札決定を保留する旨を電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。

2 落札予定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札予定者のした入札を無効とし、次に低い入札金額の者に確認書類の提出を求め入札参加資格の審査を行うものとする。

(1) 入札参加資格を満たしていない場合

(2) 落札予定者が確認書類を提出期限内に提出しない場合

(3) 落札予定者が入札参加資格確認のために市長が行う指示に従わない場合

3 前項の規定による審査を行う場合は、その旨を電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとし、併せて、落札決定を保留する旨も同時に通知するものとする。

(紙入札)

第18 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約担当者があらかじめ承諾した場合にはこの限りでない。

- (1) ICカードの失効、破損等により当該ICカードを使用することが不能となった場合であって、ICカード再取得のための申請又は準備を行っている場合
- (2) 天災、停電、プロバイダ若しくは通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等が発生し、電子入札システムを利用することができない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、紙入札を行うことがやむを得ないと契約担当者が認める場合

2 紙入札を希望する入札参加者は、契約担当者が定める日までに紙入札参加承諾願（様式第1号）を契約担当者に提出しなければならない。

3 契約担当者は、紙入札参加承諾願の提出があったときは、その適否を判断し、紙入札承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

4 紙入札の承諾を得た入札参加者は、契約担当者が定める日までに入札書等を契約担当者に提出するものとする。

5 契約担当者は、前項の規定による入札書等の提出があったときは、入札書等が封かんされていることを確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

(紙入札に移行する場合の取扱い)

第19 第18の規定により、紙入札での参加を認めた場合は、当該入札参加者を、当該入札において紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札参加者」という。）として電子入札システムに登録するものとする。

2 紙入札参加者としての登録後においては、当該入札について電子入札での入札手続きを行わないよう指示するものとする。

3 既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途交付又は受領手続きは要しないものとする。

4 紙入札業者は、入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号（任意の3桁の数字）を記載するものとする。

(障害時の対応)

第20 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとし、障害が次のいずれかに起因するもの

であり、かつ、直ちに復旧できないと判断される場合は、入札書提出期間及び開札日時の変更を行うことができるものとする。

- (1) 自然災害
- (2) 広域又は地域的停電
- (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
- (4) その他時間の変更又は延長が妥当であると認められた場合（ただし、入札参加者の使用するＩＣカードの紛失若しくは破損又は電子計算機の故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）

2 変更後の開札日時を直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、変更通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

第21 発注者において障害が発生した場合は、障害復旧の見込み等について調査を行い、入札書提出期間及び開札日時の変更を行い、長期間にわたり障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更することができる。

2 復旧の見込みがあるが、変更後の入札書提出期間及び開札日時を直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

（電子入札の取り止め）

第22 開札前に、第20第1項又は第21第1項による調査確認の結果、長期にわたり復旧が見込めない場合は、電子入札による入札を取り止め、紙入札に変更することができる。この場合において、電話又はファクシミリ等により、当該案件の入札参加者全員に対し、電子入札による入札を取り止め、既に電子入札システムにより入札した入札書等は全て無効とする旨の通知を行うものとする。

（入札参加者のＩＣカードの取扱い）

第23 電子入札システムに利用することができるＩＣカードは、一関市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成17年一関市告示第42号。以下「要綱等」という。）による入札参加資格者（以下「資格者」という。）の登録したＩＣカードに限るものとする。

2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）における入札可能なＩＣカードは、特定JVの代表者のＩＣカードとする。

3 入札参加者は、使用しているＩＣカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、認証局に対しＩＣカードへの更新登録を速やかに行わなければならない。

4 入札参加者が I C カードを次の方法により不正使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないこととする。当該入札の落札後に不正使用したことが判明した場合には、落札決定を取り消しのうえ、契約締結前には契約を締結しないこととし、契約締結後には契約を解除するものとする。なお、この場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

- (1) 他者の I C カードを不正に取得し、資格者になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合
- (2) 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加又は参加しようとした場合
- (3) 同一案件に対して、複数の I C カードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合
- (4) その他不正の目的をもって I C カードを使用した場合
(その他)

第24 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

年 月 日

一関市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

（契約締結に用いる印）

紙入札参加承諾願

電子入札による入札案件に、次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙による入札参加を承諾願います。

なお、同額の入札のためくじ引きにより落札者等を決定することとなった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定することに同意します。

また、提出した入札書にくじ番号の記載をしなかった場合には、一関市電子入札実施要領第16第2項の規定に基づき、くじ番号を「000」とすることに併せて同意します。

記

1 開札日	年 月 日	
2 件 名		
3 電子入札へ参加ができない理由（該当する項目に☑）		
<input type="checkbox"/> ICカード再取得のための申請又は準備を行っているため		
<input type="checkbox"/> 天災、停電、プロバイダ若しくは通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等が発生し、電子入札システムを利用することができないため		
<input type="checkbox"/> 使用機器等の障害等により申請期限までに入札参加申請書を提出することができないため		
<input type="checkbox"/> その他（具体的な内容を記載してください）		
5 連絡先	職・氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

一関市長

紙入札承諾（不承諾）通知書

紙入札による入札参加について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 入札件名	
2 決定内容	<input type="checkbox"/> 承諾する
	<input type="checkbox"/> 承諾しない 理由：
3 備考	